

宮内用発第4号
令和4年1月12日

各大学・大学院
各学部・研究科・担当部署等の長 殿

宮内庁皇室経済主管

小山永樹
(公印省略)

宮内庁三の丸尚蔵館研究職職員の募集について（依頼）

謹啓 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度当庁では、別紙募集要項により、三の丸尚蔵館学芸室の研究職職員（書跡）1名を募集することとなりました。つきましては貴職関係者へ周知方よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

(別紙)

宮内庁三の丸尚蔵館学芸室研究職職員（書跡）募集要項

- 1 募集人員 1名
- 2 採用後の職務
三の丸尚蔵館において、書跡作品を中心として、他分野も含めた調査・研究、展示、保存に関する用務に携わることを職務とする。
- 3 採用後の処遇
国家公務員・内閣府事務官・研究職職員
給与：学歴・経験等を考慮し、「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき決定する。
(参考) 大学院修士課程修了直後に採用された者の俸給月額 (216,700円程度)
なお、上記の他条件に応じて諸手当が支給されます。
(注) この額は、令和3年4月現在の「一般職の給与に関する法律」の規定によるものです。
- 4 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分 (土・日・祝日を除く)
- 5 勤務場所 東京都千代田区千代田1-1 宮内庁三の丸尚蔵館
- 6 応募資格 (以下の全条件を満たすこと)
 - (1) 大学又は大学院において、日本美術史、日本史、国文学等を専攻してその基礎的知識を有し、書跡作品をはじめ他分野も含めた調査研究に意欲的に取り組める者で、大学院の修士課程修了 (採用時点での修了見込みを含む。) もしくは同等の研究実績を有する者。
 - (2) 学芸員資格を有する者 (令和4年3月末日までの取得見込みの者を含む)
なお、以下に該当する者は応募できません。
 - (1) 日本国籍を有しない者
 - (2) 国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするもの以外)

7 採用予定時期 令和4年4月1日

8 応募書類（以下の全件を一括して提出すること）

- (1) 履歴書（最近3か月以内に撮影した写真を貼付のこと）
- (2) 大学卒業証明書又は大学院修了（もしくは修了見込）証明書及び成績証明書
- (3) 学芸員資格取得証明書
- (4) 応募資格（1）に記す分野について、大学での卒業論文、大学院での修士論文、博士論文、あるいはこれに相当するものを1点以上3点以下。このうち1点以上は書跡、典籍、古文書に関する論考を含むこと。
但し、卒業論文、修士論文又は博士論文のコピーを提出する場合は、内容を4,000字以内にまとめたものを添付すること。
- (5) 主な研究活動実績（論文等で提出できる者は提出すること。また、作品調査等の関連実績について記すこと。）
- (6) 志望理由について1,000字以内にまとめたもの。
- (7) 推薦書を提出できる者は添付すること。

9 書類送付先

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊 あて

※ 必ず簡易書留とし、封筒の表に「学芸室研究職(書跡)応募書類在中」と朱記すること。

なお、不採用となった場合は、応募書類は返却するので、宛先を明記の上、返信用切手（簡易書留・送付時と同額）を貼付した返信用封筒（送付時と同型のもの）を同封すること。

10 提出期限 提出期限 令和4年2月8日（火）必着

11 選考方法 書類選考での確と判断した者について、筆記試験、面接試験及び健康診断を行って採否を決定する。

12 採否の通知 採用内定者には電話連絡する。また、不採用とする者には文書で通知する。

13 照会先 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁長官官房用度課

三の丸尚蔵館文化財管理専門官 渡邊

電話 03-3213-1111 内線3601

教 委 第 1995 号

令和 4 年 1 月 5 日

各 位

新潟県津南町教育委員会

教育長 島田 敏夫



津南町津南町会計年度職員（文化財専門員）任用登録募集について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、津南町津南町会計年度職員（文化財専門員）任用登録募集にあたり、別添の通り募集しますので、関係各位へ周知頂きますよう、よろしく願いいたします。

津南町教育委員会文化財班

025-765-2299

令和4年度津南町会計年度任用職員任用登録受付要綱

令和4年度会計年度任用職員の任用登録を次のとおり受付します。

1 職種及び報酬

文化財専門員（事務補助） 月額 164,000 円～

2 登録申込資格

(1) 平成11年4月2日以降に生まれ、大学または大学院において考古学の専門課程を履修した者

(2) 平成11年4月2日以降に生まれ、学芸員の資格を有する者、または令和4年3月31日までに同資格取得見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・津南町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用登録・選考

- ・登録申込者は任用登録簿に登録され、町が任用を必要とする場合に選考（書類・面接）を行います。
- ・登録は令和4年度（1年間）有効です。
- ・登録されても任用の必要がなく選考を行わない場合があります。

4 登録申込受付期間

(1) 受付期間

令和4年1月5日（水）から令和4年2月28日（土）まで

（注）1 郵送の場合は、2月28日必着分まで受け付けます。

2 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土・日曜日及び祝祭日を除きます。）受け付けます。

(2) 受付場所 津南町役場 総務課

5 登録申込手続

(1) 申込書の請求先

津南町役場 総務課総務班

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

TEL 025-765-3112（内線222）

※津南町のホームページで様式をダウンロードできます。

(2) 申込方法

任用登録申込書に所要事項を記入、押印し、写真（縦4cm、横3cm）1枚を貼り提出してください。

(3) その他

不明な点は、津南町役場総務課総務班（TEL025-765-3112 内線222）までお問い合わせください。

令和4年度 津南町会計年度任用職員任用登録申込書

津南町長 桑原 悠 様

令和 年 月 日

(写真貼付欄) ・申請前6か月以内に撮影したものの ・上半身・脱帽・正面向き ・縦4cm×横3cm程度	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 才)		
	フリガナ			
	住 所	〒 - -		
連絡先	(自 宅)	-	-	
	(携帯電話)	-	-	
学 歴	学校名・学部学科名		在学期間	該当を○で囲む
	(最 終)		年 月 日から 年 月 日まで	卒・卒見・中退
	(その前)		年 月 日から 年 月 日まで	卒・卒見・中退
職 歴	勤務先・職務内容		在職期間	
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
免許・資格	種 類		取得(見込)年月日	
			年 月 日	
			年 月 日	
申込職種	<input type="checkbox"/> 文化財専門員補助			
障がいのある方	※障害者手帳をお持ちの方で、仕事をする上で職場の配慮が必要な方がご記入願います。 ※障がい者区分での任用を希望される方は、必ずご記入ください。 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 (種 級 障がい名)			
摘 要			受 付	

希望申込職種の□欄に✓ (特に希望する職があれば該当する職を○で囲むこと。) を記入してください。

2022 年 1 月 11 日

各大学院研究科長
各大学学部長 殿
関係機関長

駒澤大学 仏教学部
学部長 奥野 光賢
(公印省略)

専任教員の公募について (依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、駒澤大学仏教学部では、下記のとおり専任教員を公募いたします。つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴学・貴機関の関係者各位にご周知いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 所属学部学科： 仏教学部仏教学科
2. 職名・採用人数： 専任講師・1名
3. 勤務形態： 常勤（任期なし）
4. 教育研究分野： インド哲学
5. 着任時期： 2023 年 4 月 1 日
6. 担当科目： 仏教学部の専門科目を中心に 1 週 6～7 コマ程度。
※ 全学部必修の宗教教育科目「仏教と人間」（仏教概論）を担当していただきます。
※ 大学院を担当するようになった場合はコマ数が増えます。
7. 応募資格：
 - 1) 博士の学位（取得見込を含む）またはそれに相当する業績・職歴がある方。
 - 2) 古典インド哲学を専門とし、サンスクリット文法の講義を担当しうる能力がある方。
 - 3) 全学部必修の宗教教育科目「仏教と人間」（仏教概論）を担当しうる能力がある方。
 - 4) 駒澤大学の建学の理念「仏教の教義ならびに曹洞宗立宗の精神」に基づく教育に理解のある方。
 - 5) 日本語で教育・研究指導および学内業務ができる方。
8. 給与等： 本学給与規程によります。

9. 提出書類：

- 1) 履歴書（本学所定のもの）1通
- 2) 最終学歴の証明書または見込証明書（複写可）1通
- 3) 研究業績書（A4判横書き。主要業績5点に○印を付けてください）1通
- 4) 主要業績5点の要旨（A4判横書き。各400字程度）1通
- 5) 主要業績5点のうち審査を希望する3点の全文（抜刷・複写可）各3部
- 6) 着任後の研究・教育に対する抱負（A4判横書き。2000字程度）1通

※ 日本語で作成してください。

※ 提出書類は上記のものに限ります。

※ 履歴書は駒澤大学ホームページ→人事部→履歴書（専任教員）よりダウンロードして作成してください。家族欄は記入不要です。

※ 審査を希望する主要業績が著書（単著）の場合、提出は1部で結構です。

10. 提出先：

〒154-8525 東京都世田谷区駒沢 1-23-1

駒澤大学仏教学部事務室

※ 封書の表に「仏教学部教員公募書類在中」と朱書し、郵便書留など配達を証明できる方法で送付してください。

11. 提出期限：**2022年4月18日** 必着

12. 問い合わせ先：駒澤大学仏教学部

E-mail：bukkyo-gakubu@komazawa-u.ac.jp

Tel：03-3418-9216（仏教学部事務室）

13. 選考：

第1次審査（書類） 6月上旬

第2次審査（面接） 7月上旬

最終選考 7月中旬

※ 第1次審査結果は6月末日、最終選考結果は7月末日までに通知いたします。

14. その他：

1) 提出書類は採用事務以外の用途には使用いたしません。

2) 提出書類は審査終了後すべて返却いたします。

以上

2022年1月11日

関係各位

九州大学基幹教育院長
谷口 説 男

基幹教育院（人文社会科学部門）教授もしくは准教授の公募について

拝啓 時下ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

このたび本教育院では、別添の通り公募を行うことになりました。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、関係する皆さまにお知らせいただくとともに、適任の方に応募をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

なお、基幹教育院については、ホームページ <https://www.artsci.kyushu-u.ac.jp> をご参照ください。

敬 具

2022年12月20日

関係各位

九州大学基幹教育院長
谷口説男

基幹教育院（人文社会科学部門）教授もしくは准教授の公募について

拝啓 時下ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

このたび本教育院では、下記の公募を行うことになりました。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、関係する皆さまにお知らせいただくとともに、適任の方に応募をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

なお、基幹教育院については、ホームページ <https://www.artsci.kyushu-u.ac.jp/> をご参照ください。

敬 具

1. 職名・人員：教授もしくは准教授 1名（任期なし）
2. 所属：基幹教育院 人文社会科学部門
3. 職務
 - (1) 英語に関する教育・研究
 - (2) 基幹教育院が企画運営する全学的な教育活動
 - (3) 学府、学部等の教育・研究に関する活動
4. 応募条件：次の各号の条件を満たす者
 - (1) 博士の学位を有する者
 - (2) 英語教育、英語学、英文学、米文学及びその関連分野のいずれかに関する教育・研究で優れた業績を有する者
 - (3) 基幹教育で実施する英語科目等の授業、アクティブ・ラーナー育成のための組織的な取り組み、並びに自らの専門分野における大学院教育の授業が担当できる者
 - (4) 日本語非母語話者の場合は業務遂行に必要な日本語運用能力があること。
5. 着任時期：2023年4月1日
6. 労働条件：
 - (1) 試用期間：試用期間あり（3か月）
ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、この期間を短縮すること、または設けないことがあります（本学就業通則第6条第1項）。
 - (2) 就業場所：基幹教育院（福岡市西区元岡744）

(3) 就業時間：専門業務型裁量労働制により 7 時間 45 分働いたものとみなされます。

(4) 休日：土日、祝日、12/29～1/3

(5) 賃金：年俸制（令和 2 年 4 月 1 日導入の年俸制）

なお、年俸額については経験等に基づき本学の関係規程により決定します。

(6) 加入保険：雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

(7) 募集者：九州大学基幹教育院

7. 提出書類（電子媒体による提出の場合は、書類はすべて pdf 化した上で提出すること。郵送による提出の場合は、(1)と(2)について電子媒体も添付のこと。(1)は下記 URL から様式ファイルをダウンロードし作成してください。それ以外の書類について様式は特に定めません。）

(1) 履歴書（別紙様式）※A4 版、写真貼付、連絡先とメールアドレスを明記のこと。

（様式ファイル）<https://www.artsci.kyushu-u.ac.jp/recruit/>

(2) 研究活動実績と研究業績目録（①審査付学術誌の原著論文、②その他の論文等、③学術的著書等、④学会等における発表、⑤科研費等の競争的資金の取得状況、⑥その他必要と判断されるもの）

(3) 教育活動実績・社会活動実績一覧

(4) 主要業績 5 編以内 各 1 部（郵送の場合、電子媒体があればそれも添付のこと）

(5) 着任後の教育及び業務に関する抱負（A4 版 2000 字程度）

(6) これまでの研究概要と着任後の研究に関する抱負（A4 版 1000 字程度）

(7) 応募者について問い合わせのできる方 3 名の氏名と連絡先及びそのうち少なくとも 1 名からの推薦状。ただし、推薦状に関しては、応募書類とは別便で推薦者の方が下記「書類提出先」に応募期限までにお送りいただいても結構です。

以上の書類を封筒に同封のうえ、表面に「基幹教育院教員 人文社会科学部門（英語分野）教授もしくは准教授 応募書類在中」と朱筆し、簡易書留で郵送すること。電子媒体による応募書類提出を希望の方は、8. に記載のメールアドレスに件名を「九州大学・基幹教育院（人文社会科学部門）教授もしくは准教授応募」として電子媒体提出希望の旨連絡してください。メールを受信後、24 時間以内に提出方法のご案内の返信をします。（メールサーバ等の状況により若干遅れることがあります。）

郵送された応募書類は、原則として返却しません。返却を希望する場合は、返信用の封筒（宛名を記し、必要額の切手を貼付したもの）を同封してください。

8. 応募締切り：

【応募書類締切】

2022 年 5 月 31 日（火）17 時までに必着のこと。

【電子媒体提出希望連絡締切】

2022 年 5 月 30 日（月）15 時まで

(学務部 基幹教育・共創学部課 運営支援係)

E-mail : koubo@artsci.kyushu-u.ac.jp

9. 選考方法：選考に当たっては面接を行う場合があります。ただし、その際の旅費・滞在費は応募者の自己負担とします。

10. 書類提出先及び問い合わせ先

提出先：

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学 基幹教育院 院長 谷口 説男

(学務部 基幹教育・共創学部課 運営支援係)

問い合わせ先：

九州大学 基幹教育院 教授 三木 洋一郎

E-mail : ymiki@artsci.kyushu-u.ac.jp

11. その他

- 九州大学は女性研究者の応募を歓迎し、働きやすい職場を研究者の皆様に提供すべく努力しています。
- 九州大学では、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の精神に則り、教員選考を行っています。
- 九州大学男女共同参画推進室ホームページ <http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/>
- 九州大学では、新規採用教員は原則として採用後 5 年間は英語による授業を行うこととなります。
- 九州大学では、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の趣旨に則り、教員の選考を行います。
- 英語の教育・研究に係る基幹教育院教員は、大学院人文科学府、大学院地球社会統合科学府、共創学部でも教育・研究活動にあたっています。

2022年1月

大阪大学

文学研究科・文学部 御中

駒場東邦中学校・高等学校

校長 小家 一彦

教員募集のご案内

拝啓 貴学ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、下記の通り教員の採用を予定しております。お手数ではございますが、同封の求人票を貴学にてご掲示いただきますようお願い申し上げます。

また、ご希望がございましたら、求人票の要領にしたがってご応募くださいますよう、併せてご案内のほどよろしくようお願い申し上げます。

敬具

記

- ◆募集職種 英語科 非常勤講師
- ◆募集人員 1名
- ◆採用予定日 2022年4月1日
- ◆お問合せ先 駒場東邦中学校・高等学校 英語科主任 宛
〒154-0001 東京都世田谷区池尻4-5-1
Tel 03-3466-8221 (代)
Fax 03-3466-8225
- ◆同封書類 求人票 1通
自己申告書 1通

以上

英語科求人票

学 校 名	駒場東邦中学校・高等学校		
所 在 地	〒154-0001 東京都世田谷区池尻4-5-1	TEL 03-3466-8221(代)	
学 校 概 要	中学高校6か年完全一貫教育の男子校		
募 集 内 容			
募 集 職 種	非常勤講師		
教 科 科 目	英語科	週3～4日 10時間以上	
採 用 人 数	1名		
採 用 予 定 日	2022年4月1日		
応 募 資 格	中学校及び高等学校の教員免許取得または取得見込みの方		
応 募 期 間	2022年1月11日(火)～ 応募書類が届き次第、順次選考を進め、採用者が決定した時点で募集を終了します。		
応 募 方 法	所定の提出書類を本校宛に簡易書留で郵送して下さい		
給 与 ・ 待 遇	学校法人東邦大学の規定によります		
選 考 方 法	一次選考	二次選考	
	書類審査 結果は郵送にてお知らせ致しません	試験・面接 試験日は一次選考合格者に通知	
提 出 書 類	①履歴書(HPよりダウンロードしたもので本人直筆のこと、e-mail連絡先も記入して下さい) 論文(卒業・修士・博士)のある方は、その題目を備考欄に記入して下さい ②教員免許状の写し、または教員免許状取得見込証明書 (更新講習を修了した方は、「更新講習修了確認証明書」の写し) ③返信用の封筒(84円切手を貼付の上、郵便番号・住所・氏名を記入) 成績証明書(修士以上を修了した方は大学院の成績も必要)は採用時にご提出下さい。		
書 類 提 出 先	〒154-0001 東京都世田谷区池尻4-5-1 駒場東邦中学校・高等学校 英語科主任 宛 ※封筒表面に、朱書で「英語科希望」と記入して下さい		
そ の 他	(注)・提出書類は返却致しません (個人情報の取り扱いに関しては、当該目的以外には使用致しません) 本校ホームページURL 《 http://www.komabajh.toho-u.ac.jp 》		

自己申告書

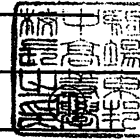
令和 4年 1月 11日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 駒場東邦中学校・高等学校

事業所所在地 東京都世田谷区池尻4-5-1

代表者名 小家 一彦



- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL281226派若01)により確認し、理解しました。

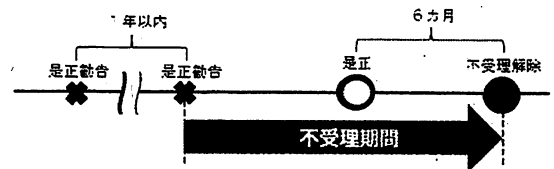
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点(「✓」)を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

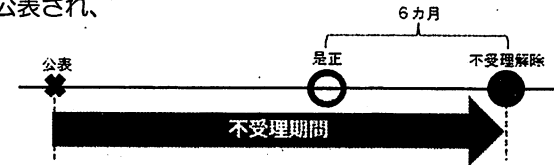
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



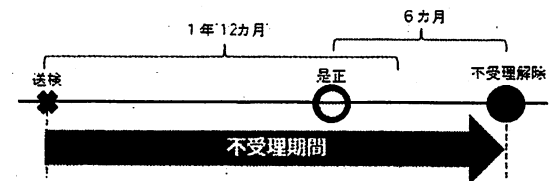
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

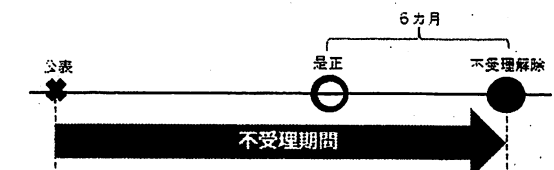
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(*)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



*男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。